

# マーケット・リスク規制における 内部モデル・アプローチの一部定量 基準の確認等について

(掲載に当たって)

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は、本年1月にマーケット・リスク規制を公表したが<sup>(注)</sup>、同規制においては、内部モデル・アプローチに関し、マルチプリケーション・ファクター（内部モデルで計測されたリスク量から所要自己資本額を算出するために乗じる係数）および債券・株式の個別リスク（個別証券のポジションが、市場の一般的な動きとは異なる動きを示すリスク）について、以下①、②の取り扱いを定めていた。

- ① マルチプリケーション・ファクターは、予測し得ない市場の変動に対する十分なバッファを確保する観点、およびモデルの計算過程における潜在的な弱点に対して保守性を維持する観点から最低「3」とする。
- ② 個別リスクは、モデルによる計測手法がなお確立されていない、実証データが存在しない等の事情から、少なくとも標準的アプローチによる所要自己資本額の50%以上とする（フロアを設定）。

その後も、バーゼル委では、これらの取り扱いにつき、なお変更の余地が無いかどうかを検討すべく、市中との間でテストングを続けてきたが、こうしたテストングを通じて、マルチプリケーション・ファクターを「3」としても内部モデル・アプローチに係る所要自己資本額の方が標準的手法を用いた場合よりも少ないとの試算結果が得られた一方、個別リスクについては、「50%」のフロアの妥当性を覆す新たな材料は出て来なかった。このため、バーゼル委では、このほどマルチプリケーション・ファクターの最低水準を「3」とすることを確認した上、個別リスクのフロア（標準的手法の50%以上）は当面維持するが、市中から新たな実証結果が提示された場合には見直す用意があることを決定し、本年12月10日、その骨子を取りまとめたプレス・ステートメントを発表した。

以下は、上記プレス・ステートメントの仮訳である。

(注) 「マーケット・リスク規制の決定について」『日本銀行月報』1996年2月号に掲載。

## プレス・ステートメント

1. 1996年1月、バーゼル銀行監督委員会は、銀行の有するマーケット・リスクに対し自己資本規制を適用するため、1988年7月のバーゼル自己資本合意に対する改定を公表した。この改定は、遅くとも1997年末までに実施されるが、銀行は、監督当局のガイダンスに従い、標準的な計測手法か内部モデルによる計測結果に基づくアプローチのいずれかによって、マーケット・リスクに対する所要自己資本額を算出することが認められている。内部モデルを利用する銀行は、一定の定性的および定量的基準を満たす必要があるが、これはリスク管理向上に向けての銀行の努力を補強するものである。

2. バーゼル委員会は、マーケット・リスク規制の合意がなされた以降も、2つのアプローチが銀行の所要自己資本に与える影響についてさらに作業を進めてきている。こうした作業には、標準的手法と内部モデル・アプローチの、それぞれを用いた場合の所要自己資本額の試算に係る検討が含まれている。いくつかの主要な金融機関が実際に保有するポートフォリオに基づく試算結果によれば、一般的には、内部モデル・アプローチによる所要自己資本額の方が、標準的手法に比べ少ないことが分かった。当委員会としては、こうした結果は、内部モデル・アプローチがリスク分散化戦略のメリットを適切に認識するものであり、銀行に健全な内部モデルを構築・導入

するためのインセンティブを与えるものである、との見方と整合的であると確信している。当委員会は、上記作業に基づき、バリュエーション・リスクの計算結果に乗じるマルチプ리케이션・ファクターを「3」とすることを含め、内部モデル・アプローチの定量的なパラメータについては、現行合意のとおりとすることを確認する。

3. また、バーゼル委員会は、1996年1月に公表したペーパーの中で、市中に対し、内部モデルによる「個別リスク（すなわち、ポートフォリオにおける個別証券のポジションが、市場の一般的な動きとは異なる動きを示すリスク）」の計測手法に関してさらに作業を行うよう呼びかけた。当委員会は、内部モデルによる個別リスクの計測手法について得られたこれまでの成果を評価しており、市中と活発な意見交換を継続していくことに関心を持っている。しかしながら、内部モデルによる個別リスクの計測手法が明らかに高度化しつつあるとはいえ、現在のところ、当委員会は、銀行の内部モデルが、個別リスクのあらゆる側面を実証的に把握し得る段階にまで進んでいるかどうかについては、確信し得ていない。したがって、当面、現行の合意を維持する、すなわち、個別リスクに係る総所要自己資本額は、標準的手法のもとでの個別リスクに係る所要自己資本額の50%を下回ってはならないというフロアを維持することとする。もっ

とも、市中から内部モデルによって個別リスクが適切に把握されているとの確証が提示された場合には、当委員会は現状の取り扱いを速やかに見直す用意がある。

パーゼル

1996年12月10日

(信用機構局・国際局)